

## 特定特殊自動車使用確認実施要領

### 第1 適用

本実施要領は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号。以下「法」という。)第17条第1項ただし書に規定する特定特殊自動車特定原動機技術基準及び特定特殊自動車技術基準に適合することの確認(以下「使用確認」という。)の申請を行う場合において、申請に係る特定特殊自動車に対して特定特殊自動車検査事務を行うことができる法第26条第1項に規定する登録特定特殊自動車検査機関(以下「登録検査機関」という。)が検査する場合に適用する。

### 第2 申請者

特定特殊自動車の使用確認の申請ができる者は、当該特定特殊自動車の使用者とする。

### 第3 登録特定特殊自動車検査機関との事前調整

- 1 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則(平成18年経済産業省・国土交通省・環境省令第1号。以下「規則」という。)第22条第1項に規定する申請書(規則様式第十六)における「特定特殊自動車検査事務を行わせる登録特定特殊自動車検査機関の名称」欄に記載する登録検査機関には、申請前に必要事項を確認しておくこと。
- 2 登録検査機関は、登録特定特殊自動車検査機関登録簿(環境省水・大気環境局モビリティ環境対策課にて閲覧可)によるほか、環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp>)に掲載する。

### 第4 申請書、添付書面の提出等

- 1 申請は、特定特殊自動車1台毎に行うものとする。
- 2 次に掲げる提出先毎にそれぞれ定める申請書等を提出するものとする。
  - (1) 提出先：環境省水・大気環境局モビリティ環境対策課 オフロード法担当  
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号  
TEL 03-3581-3351(代表) 内線 6554  
提出物：規則第22条第1項に規定する申請書(規則様式第十六)及び同条第2項並びに第3項に規定する書面(以下「添付書面」という。)  
部数：正本1部、副本1部  
※申請書の宛名は環境大臣、経済産業大臣、国土交通大臣の連名とすること。
  - (2) 提出先：当該申請に係る特定特殊自動車の検査事務を依頼する登録検査機関  
提出物：申請書の副本及び添付書面  
部数：登録検査機関の指定する部数
- 3 申請書の添付書面及び記載要領は、別紙1「申請書の添付書面及び記載要領」によるものとする。
- 4 申請書及び添付書面の提出は、上記2の提出先に持参又は郵送等により行うこととする。郵送等による場合であって、配達又は輸送上の支障が生じた場合には、申請者の責任において対処するものとする。

- 5 申請の結果を送付するため、申請書等の提出時に 180 円切手を貼った角形 2 号封筒に申請者の住所氏名を記入し同封すること。
- 6 上記 2 (1) に提出する書面は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して提出することができる。この場合において、添付するファイル形式等については、別紙 2「電子申請を行う際の添付書面（使用確認車）の様式等」に基づくものとする。
- 7 提出された申請書及び添付書面に不備がないことを確認した場合に審査を開始する。
- 8 申請書等の確認中及び確認に係る審査において、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

#### 第 5 特定特殊自動車の提示等

- 1 申請者は登録検査機関に対し、申請に係る特定特殊自動車を提示するものとする。
- 2 特定特殊自動車の提示に関するその他の事項は、登録検査機関毎に定める法第 27 条において準用する法第 21 条第 4 項に規定する特定特殊自動車検査事務の実施に関する規程によるものとする。

#### 第 6 試験方法

- 1 特定原動機技術基準に適合するかどうかの試験は、表 1 の第 1 欄に掲げる特定原動機の種類に応じて、同表第 2 欄に掲げる「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示」（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号。以下「告示」という。）に定める測定方法及び同表第 3 欄に掲げる試験方法により行うこととする。

表 1

特定原動機の種類	測定方法	試験方法
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	告示第 2 条第 1 項第 3 号に規定する方法	ガソリン・液化石油ガス特定原動機・特定特殊自動車アイドリング排出ガス試験方法（別紙 3-1）
軽油を燃料とするもの	告示第 2 条第 1 項第 4 号に規定する方法	無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数測定の試験方法（別紙 3-2）

- 2 特定特殊自動車技術基準に適合するかどうかの試験のうち、規則第 11 条第 1 項第 2 号に係るものは、表 2 の第 1 欄に掲げる特定特殊自動車の種類に応じ、同表第 2 欄に掲げる告示に定める測定方法及び同表第 3 欄に掲げる試験方法により行うこととする。

表 2

特定特殊自動車の種類	測定方法	試験方法
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	告示第 7 条第 1 項第 1 号に規定する方法	ガソリン・液化石油ガス特定原動機・特定特殊自動車アイドリング排出ガス試験方法

		(別紙 3-1)
軽油を燃料とするもの	告示第 7 条第 1 項第 2 号に規定する方法	無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数測定の方法 (別紙 3-2)

3 特定原動機の試験は車載状態で行うものとし、特定原動機の試験と特定特殊自動車の試験を同時に行うものとする。

#### 第 7 判定基準

1 特定原動機は、表 3 の左欄に掲げる特定原動機の種類に応じて、同表右欄に掲げる告示に定める基準に適合していること。

表 3

特定原動機の種類	告示に定める基準
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	告示第 2 条第 1 項第 3 号並びに及び同条第 2 項の基準及び同条第 3 項の基準
軽油を燃料とするもの	告示第 2 条第 1 項第 4 号並びに同条第 2 項及び第 3 項の基準

2 特定特殊自動車は、特定特殊自動車技術基準 (規則第 11 条第 1 項第 2 号に係るもの) にあつては、表 4 の左欄に掲げる特定特殊自動車の種類に応じ、同表右欄に掲げる告示に定める基準) に適合していること。

表 4

特定特殊自動車の種類	告示に定める基準
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	告示第 7 条第 1 項第 1 号の基準
軽油を燃料とするもの	告示第 7 条第 1 項第 2 号の基準

#### 第 8 確認証

1 確認の結果、判定基準に適合している場合には確認証 (第 1 号様式) を交付する。

2 確認証の交付の際に、次に定めるところにより、確認番号を付与する。

NI-〇〇〇 (ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの)

NI3-〇〇〇 (軽油を燃料とするもの)

3 確認証の交付を受けたときは、これを所持し、国の職員から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

4 確認証の再交付が必要な場合には、再交付申請書 (規則様式第十七) (正本 3 部、副本 1 部) 及び 180 円切手を貼った角形 2 号封筒に申請者の住所氏名を記入したものを同封し、第 4 の 2 (1) に規定する提出先に提出すること。なお、提出部数は正本 1 部、副本 1 部とする。

#### 第 9 手数料

法第 30 条第 1 項の規定により登録検査機関に納めなければならない手数料は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令（平成 18 年政令第 62 号）第 7 条第 3 項の規定に基づき、登録検査機関の定める額を登録検査機関の定める方法により納付するものとする。

#### 第 10 英語訳の併記

外国人又は外国法人にあっては、申請書及び添付書面には、英語訳を併記することができる。この場合には、各書面の余白等に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

#### 第 11 その他

主務大臣は、必要があると認めるときは、法第 29 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき当該特定特殊自動車の使用者に対して報告徴収又は立入検査を実施するものとする。

#### 附則

##### 1 施行期日

この通達は、平成 18 年 8 月 15 日から施行する。

#### 附則

##### 1 施行期日

本改正実施要領は、平成 26 年 10 月 23 日から施行する。

##### 2 経過措置

告示第 12 条第 2 項、告示第 14 条第 2 項、告示第 17 条 2 項第 3 号及び告示第 20 条第 2 項の規定の適用を受けるものについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、告示第 12 条第 2 項ただし書、告示第 14 条第 2 項、告示第 17 条 2 項第 3 号ただし書及び告示第 20 条第 2 項の規定により光吸収係数を測定する場合にあっては、本改正実施要領の別紙 3-2 により行うものとする。

#### 附則

##### 1 施行期日

本改正規定は、令和 3 年 2 月 2 日から施行する。

#### 附則

##### 1 施行期日

本改正規定は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

##### 2 経過措置

告示第 26 条及び告示第 27 条第 1 項の規定の適用を受けるものについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第1号様式

特定特殊自動車確認証

確認番号

特定特殊自動車の車名及び型式

特定特殊自動車の製造番号

備考

燃料の種類

定格出力

再交付の履歴

上記の特定特殊自動車は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく特定原動機技術基準及び特定特殊自動車技術基準に適合することの確認を受けたことを証する。

年 月 日

経済産業大臣 印

国土交通大臣 印

環境大臣 印



## 別紙2 電子申請を行う際の添付書面（使用確認書）の様式等

1. 電子申請を行う際の添付書面は、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）により作成する。
2. PDF形式とは、Adobe® PDF (Portable Document Format) 形式をいう。作成にあたっては、原則、ワープロソフト又は表計算ソフト等を用いて作成した電磁的記録をPDF形式で記録するものとする。また、ワープロソフト又は表計算ソフト等を用いて作成することができない場合にあつては、画像ソフト等を用いて作成し、PDF形式で記録した電磁的記録でもよいものとする。この場合において、イメージスキャナーにより画像等を読み取る際の解像度は200dpi程度とする。
3. 電子申請時に添付出来ない電磁的記録については、郵送又は持参により提出することができる。また、複数の電磁的記録を同時に提出する場合には電子申請を行った際に通知された到着番号名のフォルダを作成し、その中に電磁的記録を格納し、提出する電磁的記録の一覧表を添えて提出すること。
4. 添付書面の名称は下表のとおりとする。

	添付書面名	ファイル形式	ファイル名
1	外観図	PDF形式	01gaikanzu
2	その他必要な書面	PDF形式	02sonota

- (1) ファイル名は原則半角、小文字とする。
- (2) 添付書面が複数ページ、複数様式から成る場合であっても、原則1つのPDFファイルとして作成する。

## 別紙 3-1 ガソリン・液化石油ガス特定原動機・特定特殊自動車アイドリング排出ガス試験方法

### 1. 適用範囲

特定原動機又は特定特殊自動車のガソリン・液化石油ガス特定原動機・特殊自動車アイドリング排出ガス試験方法は、告示第2条第1項第3号又は告示第7条第1項第1号の規定によるほか、この規定によるものとする。

### 2. CO等の排出量の測定

測定部における排出ガス成分濃度を測定する分析については、測定値が分析計のフルスケールを越えないように測定レンジを設定すること。

### 3. 測定値及び計算値の末尾処理

測定値及び計算値の末尾処理は行わない。

### 4. 試験成績

試験成績について記録する。

## 別紙 3-2 無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数測定の試験方法

### 1. 適用範囲

軽油を燃料とする自動車は無負荷急加速させた時に発生し排気管から大気中に排出される排出ガスの光吸収係数の試験方法は、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成 14 年国土交通省告示第 619 号)別添の「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」によるほか、本規定によるものとする。

### 2. 試験用機器

オパシメータは、以下の基準に適合するものまたはこれに準ずるものとする。

- (1) オパシメータの指示部は、次に定める換算式により換算した排出ガスの光吸収係数を  $\text{m}^{-1}$  で表すものでなければならない。

$$\text{光吸収係数} (\text{m}^{-1}) = -1 \ln (1 - N/100) / L$$

この場合において、

N : 不透過率の実測値 (パーセント)

L : 光が排出ガス中を通過する距離 (メートル)

- (2) オパシメータの指示部の指示計が目盛式の場合においては、当該指示計は次の基準に適合するものでなければならない。

- ① 目盛の間隔が  $0.02\text{m}^{-1}$  以下であること。
- ② 指示範囲の最小値が  $0\text{m}^{-1}$  であり、かつ、その最大値が  $9.99\text{m}^{-1}$  以上であること。
- ③ 指示計の値が容易に読み取れるものであること。

- (3) オパシメータの指示部の指示計が目盛式以外の場合においては、当該指示計の技術基準は、上記(2)に掲げる基準を準用するものとする。この場合において、上記(2)①中「目盛」とあるのは「表示される値」と、「 $0.02\text{m}^{-1}$ 」とあるのは「 $0.002\text{m}^{-1}$ 」と読み替えるものとする。

- (4) オパシメータの指示の誤差は、 $0.025\text{m}^{-1}$  以下でなければならない。

### 3. 測定値および計算値の末尾処理

- (1) データ処理に用いる測定値及びデータ処理の過程における計算値は、四捨五入等の末尾処理を行わないものとする。
- (2) 試験の記録及び成績の記入にあたっての末尾処理は別表により行うものとする。

### 4. 試験成績は付表の様式に記載する。

## 別表

## 光吸収係数の測定値及び計算値の末尾処理

項 目	末尾処理
測定最高エンジン 回転数	小数点以下第一位を四捨五入し、整数値まで記載 ( $\text{min}^{-1}\{\text{rpm}\}$ )
測定値	小数点以下第三位を四捨五入し、小数点以下第二位まで記載 ( $\text{m}^{-1}$ )
平均値	小数点以下第三位を四捨五入し、小数点以下第二位まで記載 ( $\text{m}^{-1}$ )

付表

ディーゼル特定特殊自動車無負荷急加速排出ガス光吸収係数試験成績表

試験期日 \_\_\_\_\_ 試験場所 \_\_\_\_\_ 試験担当者 \_\_\_\_\_

◎試験特定特殊自動車

車名・型式： \_\_\_\_\_ 製造番号： \_\_\_\_\_

特定原動機型式： \_\_\_\_\_ 特定原動機仕様識別記号： \_\_\_\_\_

特定原動機型式指定番号： \_\_\_\_\_ 原動機型式： \_\_\_\_\_

◎測定機器

オパシメータの型式： \_\_\_\_\_

◎光吸収係数

測定回数	1回目	2回目	3回目
測定最高エンジン回転数 ( $\text{min}^{-1}\{\text{rpm}\}$ )			
測定値			
平均値			
備考			